

令和5年10月27日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第179号の概要

(サービス産業動態統計の指定)
(サービス産業動態統計調査の承認)

1. サービス産業に関する基幹統計の整備に係る経緯等

背景

- 一国経済に占めるサービス分野の重要度が増す中、経済センサスや経済構造実態調査の創設による産業横断的な構造統計の整備が行われた結果、毎年のサービス産業の生産活動の実態が、基幹統計調査で詳細に把握されることとなり、サービス分野の統計整備が大きく進展
- 一方、サービス産業を対象とした動態統計の整備については、製造業と異なり、月次の基幹統計は整備されていないなど、道半ばの段階とも言える

(出典) 第IV期公的統計基本計画より抜粋

主な統計調査の現状 (イメージ)

		製造業	卸売業・小売業	サービス産業
基幹統計調査	5年	経済センサス (経済センサス - 基礎調査、経済センサス - 活動調査)		
	年次	経済構造実態調査 (経済センサス-活動調査の実施年を除く。)		
	月次	経済産業省 生産動態統計調査	商業動態統計調査	
一般統計調査	月次			サービス産業 動向調査 特定サービス産業 動態統計調査

(注) ここでは、卸売業・小売業を除く第三次産業を便宜「サービス産業」としている。

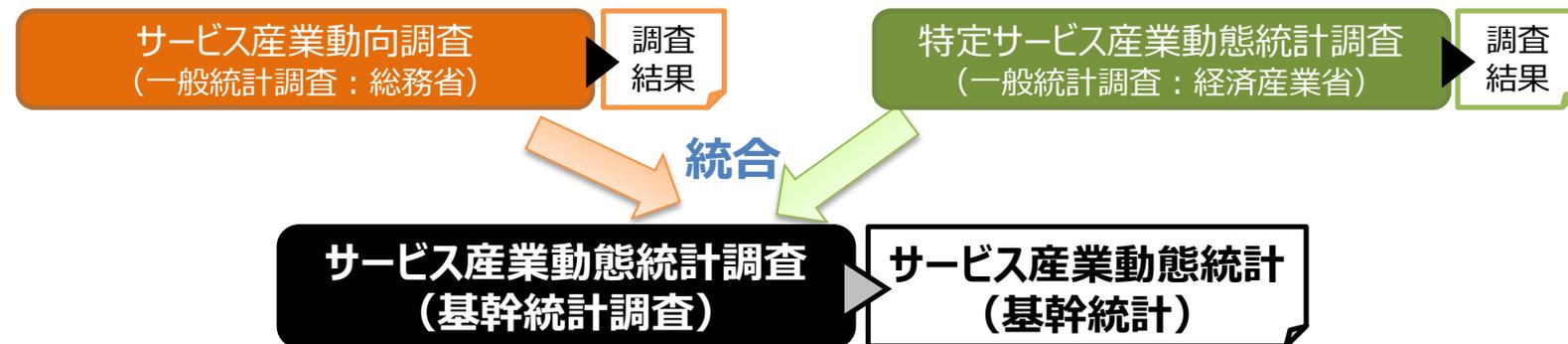
1. サービス産業に関する基幹統計の整備に係る経緯等

第Ⅳ期基本計画

- 事業活動が多岐にわたり、その変化も激しいサービス産業の実情を踏まえ、その動向を継続的かつ適切に把握するための調査手法を確立するとの観点に立って、**サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備に向けた検討に着手**する（本文）
- サービス業を対象とした月次統計調査について、関連統計調査の関係整理や公表早期化の検討を引き続き進めるとともに、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や公表早期化によって見込まれるQ Eなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、**基幹統計の整備に向けた検討を行うとともに、既存の一般統計調査との重複是正など報告者負担にも配慮した検討を行い、結論を得る**（別表）

総務省及び経済産業省における検討

⇒ **サービス産業の事業活動の動態を明らかにするための新たな月次の基幹統計を作成**するため、既存の「サービス産業動向調査」及び「特定サービス産業動態統計調査」を統合して、**新たな基幹統計調査を創設**する方針を決定



2. サービス産業動態統計（基幹統計）の概要

基幹統計の指定内容

名称	作成目的	作成者	作成方法
サービス産業動態統計	サービス産業の事業活動の動態を明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

※ 基幹統計として指定した際、上記 4 事項を官報に公示。なお、公示内容については、法制的な観点から技術的な修正を行う場合がある。

基幹統計の範囲

- 事業活動の産業（中分類）別売上（収入）金額
- 事業所・企業等の産業（中分類）別売上（収入）金額、従業者数

※ 基幹統計の範囲は、基幹統計調査の集計事項により画定される。

想定される利活用

- 月例経済報告における経済動向把握・基調判断、サービス産業振興施策のための基礎資料
- 四半期別 GDP 速報、第 3 次産業活動指数、消費動向指数等の基礎データ
- 民間企業や学術研究機関等における業界ごとの景気動向、市場規模等の分析等

※ 基幹統計の要件（統計法第 2 条第 4 項第 3 号）… 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

3. サービス産業動態統計調査（基幹統計調査）の概要

調査の目的

我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするサービス産業動態統計（統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することを目的とする。

調査の概要（令和7年1月から調査開始）

調査対象

通信業、鉄道業、不動産取引業、専門サービス業、宿泊業、飲食店など35分類（日本標準産業分類中分類ベース）に属する企業等（注）・事業所（注）企業と国・地方公共団体が運営する公営企業等

- 企業等調査：約13,000企業等（資本金1億円以上全数調査）
- 事業所調査：約25,000事業所（無作為抽出）

調査事項

- 事業活動別売上（収入）金額
- 従業者数 等

調査期間

- 実施期間：毎月
- 調査期日：毎月末現在
（売上（収入）金額は月初めから月末までの1か月間）

調査方法

- 総務省 - 民間事業者 - 報告者
- オンライン・郵送調査

公表時期

- 速報：調査月の翌々月下旬まで
- 確報：5か月後の下旬まで

(参考 1) 「サービス産業動向調査」「特定サービス産業動態統計調査」の概要

	サービス産業動向調査 (一般統計調査 : 総務省)	特定サービス産業動態統計調査 (一般統計調査 : 経済産業省)
調査の目的	サービス産業の生産・雇用等の状況を把握し、Q E等の精度向上に資すること(平成20年に創設)	特定サービス産業の売上高、契約高等の動向を把握し、景気の判断材料等に資すること(昭和62年に創設)
調査の期日	毎月末現在(提出期限:調査実施月の翌月20日)	毎月末日現在(提出期限:調査実施月の翌月20日)
調査対象	サービス産業を主産業とする全国の約12,000企業等及び約25,000事業所	経済産業省所管業種を中心とする19のサービス産業を営む約2,550企業又は事業所
抽出方法	【企業等】一部産業及び資本金1億円以上を悉皆 【事業所】産業、事業従事者規模別に層化抽出	年間売上高(全国計等)のおおむね70%をカバーするまでの売上高上位の企業又は事業所等
調査事項	【企業等】事業活動別の月間売上高(収入額)、事業従事者数及び内訳 【事業所】月間売上高(収入額)、事業従事者数及び内訳、主な事業活動の種類(初回の調査のみ)	従業者数、業務種類別等の月間売上高(又は月間契約高、購入額、受注高)等
調査方法	【調査系統】総務省 - 民間事業者 - (調査員) - 報告者 【調査方法】郵送、オンライン、調査員調査 (※必要に応じて、民間事業者の調査員が督促回収を行う。)	【調査系統】経済産業省 - 民間事業者 - 報告者 【調査方法】郵送、オンライン
公表時期	【速報】調査実施月の翌々月下旬 【確報】調査実施月の5か月後の下旬	【速報】調査実施月の翌々月上旬 【確報】調査実施月の翌々月中旬

【両調査の重複是正】両調査の調査対象企業・事業所が重複した場合、重複した企業・事業所をサービス産業動向調査の調査対象から除外し、特定サービス産業動態統計調査で把握した調査票情報を経済産業省から総務省に提供

(参考2) 「サービス産業動向調査」「特定サービス産業動態統計調査」の調査対象産業

産業大分類	サービス産業動向調査	特定サービス産業動態統計調査
G 情報通信業	37通信業	
	38放送業	
	39情報サービス業	391ソフトウェア業、392情報処理・提供サービス業
	40インターネット附随サービス業	401インターネット附随サービス業
	41映像・音声・文字情報制作業	
H 運輸業、郵便業	42鉄道業	
	43道路旅客運送業	
	44道路貨物運送業	
	45水運業	
	47倉庫業	
	48運輸に附帯するサービス業	
J 金融業、保険業	4*航空業、郵便業（信書便事業を含む）	
		6431クレジットカード業
K 不動産業、物品賃貸業	68不動産取引業	
	69不動産賃貸業・管理業	
	70物品賃貸業	701各種物品賃貸業、702産業用機械器具賃貸業、703事務用機械器具賃貸業、704自動車賃貸業、7092音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
L 学術研究、専門・技術サービス業	71学術・開発研究機関	
	72専門サービス業（他に分類されないもの）注1	
	73広告業	731広告業
	74技術サービス業（他に分類されないもの）	743機械設計業、7452環境計量証明業、7499その他の技術サービス業（エンジニアリング業）

産業大分類	サービス産業動向調査	特定サービス産業動態統計調査
M 宿泊業、飲食サービス業	75宿泊業	
	76飲食店	
	77持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78洗濯・理容・美容・浴場業	
	79その他の生活関連サービス業注2	7961葬儀業、7962結婚式場業
	80娯楽業	8043ゴルフ場、8044ゴルフ練習場、8045ボウリング場、8048フィットネスクラブ、8052遊園地（テーマパークを除く）、8053テーマパーク、8064パチンコホール
O 教育、学習支援業	81学校教育	
	82その他の教育、学習支援業	823学習塾、8245外国語会話教授業
P 医療、福祉	83医療業	
	84保険衛生注3	
	85社会保険・社会福祉・介護事業注4	
R サービス業（他に分類されないもの）	88廃棄物処理業	
	89自動車整備業	
	90機械等修理業（別掲を除く）	
	91職業紹介・労働者派遣業	
	92その他の事業サービス業	
	93政治・経済・文化団体	
	94宗教	
	95その他のサービス業	
96外国公務		

注1)「純粋持株会社」を除く。

注2)「家事サービス業」を除く。

注3)「保健所」を除く。

注4)「社会保険事業団体」及び「福祉事務所」を除く。

4. サービス産業動態統計調査（基幹統計調査）の主な内容※

※ 新規の基幹統計調査であるが、便宜「サービス産業動向調査」と比較

オンライン回答の推進

- **原則オンライン回答とする方向**で検討を進めることとし、報告者のオンライン環境に配慮した回答環境の整備を行う。

※ 「サービス産業動向調査」におけるオンライン回答率：44.4%（令和5年1月）

公表の早期化

- 「サービス産業動向調査」に比べ、調査票の早期回収（調査実施月の翌月20日から15日に変更）、審査業務の効率化により、公表日を調査実施月の翌々月末から**1週間程度前倒し**
- また、統合後の調査の実施状況やデータの蓄積状況を踏まえ、どのような形であればニーズを踏まえた、より早期の公表が可能になるか具体的な研究・検討を進める。

5. その他のニーズへの対応

特別集計による対応

- 統合後の新調査については、現行のサービス産業動向調査と同様、中分類ベースの売上高を公表することとしているが、特定サービス産業動態統計調査で公表している細分類ベースの売上高に対するニーズに対応するため、参考表として**特別集計**することを想定

<特別集計の概要>

- 経済産業省によるニーズ把握の結果を踏まえ、細分類ベースの売上高に対する政策ニーズのある業種を選定し、細分類ベースの売上高を集計する。
- そのうち、細分類ベースの売上高を直接集計できない業種については、サービス産業動態統計調査で集計した売上高を元に、経済センサス-活動調査や経済構造実態調査等の結果を用いた推計を行う。

※ パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、遊園地・テーマパーク等を予定

(参考) 統計法 (平成19年法律第53号) (抄)

(定義)

第二条

- 4 この法律において「**基幹統計**」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
- 一 第五条第一項に規定する国勢統計
 - 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
 - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ **全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計**
 - ロ **民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計**
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

(基幹統計の指定)

第七条 **総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。**

- 2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(基幹統計調査の承認)

第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 調査の名称及び目的
 - 二 調査対象の範囲
 - 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 四 報告を求める個人又は法人その他の団体
 - 五 報告を求めるために用いる方法
 - 六 報告を求める期間
 - 七 集計事項
 - 八 調査結果の公表の方法及び期日
 - 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 **総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。**ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。